

**太平洋クロマグロの大型魚(30 kg以上)で、かつ、解体前のもの
(生鮮・冷蔵のラウンド、GG、ドレス)を取り扱う流通事業者、輸出事業者対象**

10月1日から水産流通適正化制度の届出が開始します

水産流通適正化法の対象として、太平洋クロマグロの大型魚を追加し、取引時における、船舶等の名称、個体の重量等の情報伝達、取引記録の作成・保存、輸出時の証明書の添付が令和8年4月1日から義務付けられます。太平洋クロマグロの大型魚(30 kg以上)で、かつ、解体前のもの(生鮮・冷蔵のラウンド、GG、ドレス)を取り扱う流通事業者、輸出事業者の方は必ず届出を行ってください。

※ 届出の対象とならない事業者についても、太平洋クロマグロの大型魚で、かつ、解体前のもの(生鮮・冷蔵のラウンド、GG、ドレス)を買い受けたときの情報について、3年間記録を保存する必要があります。

1 手続きの流れ

- (1) 届出 ⇒ 令和7年10月1日から届出開始
⇒ 事業者割振り番号(取扱事業者)の通知
(2) 情報伝達等 ⇒ 令和8年4月1日から義務付け

2 届出が必要な方

対象者	必要な届出
①流通事業者 (産地市場一次買受人、卸売事業者、仲卸事業者、水産加工事業者、輸入事業者 など)	取扱事業者の届出 ※1 (太平洋クロマグロの大型魚(30kg以上)でかつ、 解体前 ※2のものを販売する場合)
②輸出事業者	※1 アワビ、ナマコ、うなぎの稚魚(13cm以下)で届出済みの場合は不要 ※2 生鮮・冷蔵のラウンド、GG、ドレスが対象

3 届出の方法

- (1) 農林水産省共通申請サービス(eMAFF)によるオンライン届出
(2) 書面による届出 ⇒ 様式は千葉県農林水産部水産局水産課のHPに掲載

4 届出する場所・問い合わせ先

農林水産部水産局水産課流通加工班

千葉市中央区市場町1-1 18階

TEL:043-223-3045

〈対象地域〉

千葉市・市川市・船橋市・木更津市・松戸市・野田市・
成田市・佐倉市・習志野市・柏市・市原市・流山市・
八千代市・我孫子市・鎌ヶ谷市・君津市・富津市・
浦安市・四街道市・袖ヶ浦市・八街市・印西市・白井市・
富里市・酒々井町・栄町

館山水産事務所漁業調整指導課

館山市北条402-1 安房合同庁舎3階

TEL:0470-22-5761

〈対象地域〉

館山市・鴨川市・南房総市・鋸南町・
富津市(大佐和以南)

銚子水産事務所漁業調整指導課

銚子市川口町6385-439

TEL:0479-22-8397

〈対象地域〉

銚子市・東金市・旭市・匝瑳市・香取市・山武市・
大網白里市・神崎町・多古町・東庄町・九十九里町・
芝山町・横芝光町

勝浦水産事務所漁業調整指導課

勝浦市墨名815-12

TEL:0470-73-0108

〈対象地域〉

茂原市・勝浦市・いすみ市・一宮町・睦沢町・長生村・
白子町・長柄町・長南町・大多喜町・御宿町

事業所等を複数有する場合は、本社が所在する地域で届出してください。
事業所等を他県にも有する場合は水産庁加工流通課への届出となります。
【水産庁加工流通課 TEL 03-3502-8111】

制度の詳細については、水産庁HPをご覧ください。★『水産庁 水産流通適正化法』で検索★